

令和5年6月30日

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

通学路における交通安全の確保の徹底について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局長から周知の依頼がありました。

本県においても、登下校中に児童生徒が交通事故に遭う事案が依然として発生していることから、今後も引き続き、通学路における交通事故防止の取組を徹底する必要があります。

つきましては、学校における交通安全教育、見守り活動の実施など、児童生徒の通学路における交通安全の確保が図られるよう努めてください。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当 池亀

Tel : 099-286-5323 fax : 099-286-5671

Mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

令和3年6月28日の千葉県八街市の痛ましい交通事故から2年が経過することを踏まえ、改めて通学路における交通安全の確保の徹底について、関連情報をまとめて通知するものです。



5 文科教第 6 0 4 号
令和 5 年 6 月 2 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国公立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

(公印省略)

通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）

令和3年6月28日に千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生してから、本日で2年が経過します。

標記の件についてはこれまでも格段の御尽力を頂いているところですが、この事故を改めて振り返るとともに、事故からの教訓を踏まえ、重要な観点を以下のように示しますので、引き続き通学路の交通安全の確保への取組にお役立てください。

記

1. 通学路の合同点検結果を踏まえた対策必要箇所への措置について

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて実施された合同点検結果を踏まえ、通学路の安全対策を進めていただいているところです。また、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において、その進捗状況が報告され、内閣総理大臣からは「暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路

合同点検対象の全国 76,404 箇所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと」との発言があったところです。令和 4 年 12 月末時点の実施状況によると、全体で 76,404 箇所の対策必要箇所のうち、61,637 箇所（約 80.7%）について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、40,568 箇所のうち、39,589 箇所（約 97.6%）について対策が講じられました（別添 1）。今後実施する予定の対策については、今年度末までにおおむね完了できるよう引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いします。

通学路をめぐる環境は、各地域の事情に応じて変化していくことが考えられますので、その安全確保の在り方についても今後、不断に見直していくことが重要です。また、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要です。今後、対策未了箇所への安全対策においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします（別添 2：暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼））。

なお、道路管理者が担当する対策必要箇所のうち、安全対策の完了までに時間を要する箇所について、国土交通省から道路管理者に対して、暫定的な安全対策の内容及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例が共有された旨、参考としてお知らせします（別添 3：通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例について（共有））。今後、対策未了箇所については、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策を含めた対策の検討を行うようお願いします。

2. 各地域における関係機関等との連携による継続的な通学路の安全確保について

通学路の交通安全の確保については、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成 25 年 12 月 6 日 25 ス学健第 21 号）に基づき、各市町村単位での通学路の交通安全の確保に向けた推進体制（以下、「推進体制」という。）の構築をはじめ、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されるよう、お願いしているところです。

従来から、推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治体代表者や学識経験者等を加えることとしてお示ししているところです。さらに、登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校と教職員がその全てを担うことは困難です。特に、平素からの学校と家庭・地域との連携・協働の推進が不可欠です。このため、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換の日常的な実施や、地域ぐるみによる交通安全の取組の推進をお願いします。

これらについて、文部科学省では毎年度、学校を核とした地域力強化プランにおいて、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（令和 5 年度予算額 3 億 3,800 万円）を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会

の開催に係る経費の補助を、また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（令和5年度予算額約70億6,600万円）を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費の補助を行っているところです（補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3、（都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3））。今後もこれらの事業を御活用いただき、通学路の安全確保の推進をお願いします。

このほか、通学路における交通安全の確保に向けて地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本の方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

3. 地域の実情に合わせた児童生徒の通学手段の検討

現在、我が国では人口減少が進む中、各地で地域生活圏の在り方が変化しており、児童生徒の通学をめぐる事情も年々変わってきているところです。こうした状況を踏まえ、通学路の設定だけでなく通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的に検討いただくことが重要です。

特に近年、人口減少・過疎化により各地で学校の統廃合が進んでおり、令和3年度現在（速報値）、全国の公立小学校のうち17.0%、中学校のうち16.8%において児童生徒の通学のためにスクールバスが導入されています。この導入率は毎年度少しずつ上昇しており、学校の統廃合に伴う導入に加え、通学路の安全確保の手段の一つとしてスクールバスを導入する事例も見られるところです。

なお、学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの購入等の経費について補助を行っています。また、市町村が運行するスクールバスの維持運営費については、地方財政措置が講じられています。

この他、スクールバスの活用事例を以下のとおり掲載していますので導入検討に当たってはご参照ください。

（参考）「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」 文部科学省

https://www.next.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289314_03.pdf

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(内線 2254)

別添 1

令和5年4月5日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年12月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年12月末時点)※1

		箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数）※2,3		76,404	61,637
※4	教育委員会・学校による対策箇所	40,568	39,589
	道路管理者による対策箇所	39,219	26,337
	警察による対策箇所	16,996	16,103

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673箇所、うち対策済1,100箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

別添 2

事 務 連 絡

令 和 5 年 5 月 2 5 日

警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

国 土 交 通 省 道 路 局 環 境 安 全 ・ 防 災 課 長 殿

文 部 科 学 省 総 合 政 策 教 育 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 安 全 対 策 課 長

暫 定 的 な 安 全 対 策 の 検 討 等 に 係 る 関 係 省 庁 の 連 携 、 配 慮 に つ い て (依 頼)

千葉県八街市の事故を受けて令和3年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、通学路合同点検部分の進捗状況については、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において報告されたところ、同会議において、内閣総理大臣から、

- 「令和5年度末までに概ね完了する」という当初の目標については、達成する見込みが立ちつつある
- 残された箇所については、用地買収等に時間がかかるとの報告も受けたが、このような箇所についても、「こどもまんなか社会」を実現する上で、すべての子どもたちの通学路の安全を確保することが重要
- 残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路合同点検対象の全国7万6,404か所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと

との発言があったところです。

今後、対策未了となっている対策必要箇所において、暫定的な安全対策の実施の可否及びその安全対策の内容について精査されることとなりますが、その際、教育委員

会・学校、警察、道路管理者が連携して最善の対応がとれるよう、各省庁ご配慮をお願いいたします。

【本件担当者】

こども家庭庁成育局安全対策課

(内閣府政策統括官(政策調整担当)付)

宮脇、志村

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL: 03-6257-1448 (直通)

kemichi.miyawaki.x3z@ao.go.jp

daisuke.shimura.v6w@ao.go.jp

別添 3

事務連絡

令和5年6月28日

北海道開発局建設部	地方事業管理官	}	殿
	道路維持課長補佐		
各地方整備局道路部	地域道路課長		
	交通対策課長		
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長		
	道路管理課長		

道路局 国道・技術課 課長補佐
環境安全・防災課
道路交通安全対策室 企画専門官

通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び
対策必要箇所の進捗状況の公表事例について（共有）

通学路の交通安全対策については、「通学路における交通安全の確保の徹底について」（令和5年4月5日付、事務連絡）等により、更なる交通安全の確保に向けた取組を積極的に推進するようお願いしているところである。

今般、それら取組の参考となるよう、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の事例を別紙1のとおり、対策必要箇所の進捗状況等の公表事例を別紙2のとおり取りまとめたので、情報共有する。

特に令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受けた通学路の安全対策については、残る対策必要箇所における安全対策を加速するとともに、別紙1、別紙2も参考に、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の実施や対策必要箇所の進捗状況等の公表に積極的に取り組まれない。

なお、貴管内の都道府県・政令市に対し、本事務連絡の内容を周知するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を周知するようお願いされたい。

以上

暫定的な安全対策(即効性の高い対策)

別紙1

- 「本対策」(合同点検の結果、必要な対策として地域等と合意した対策)及び「暫定的な安全対策」を、可能な限り早急に実施する。
※ 実施可能な対策は、令和5年度末に拘らず、速やかに実施すること。
- 道路管理者による暫定的な安全対策の検討、実施にあたっては、関係機関(教育委員会及び学校、警察等)と連携のうえ、関係機関が実施するソフト対策も適切に活用しながら、可能なものから速やかに実施すること。
- 暫定的な安全対策も含め、点検により確認された危険に対し効果的に安全性を高めるものを地域で合意のうえ決定し、実施すること。

暫定的な安全対策として考えられるメニュー(例)

点検により確認された危険や、本対策の内容に応じて適切なものを実施すること

【ハード対策】

- 路側帯のカラー舗装化
- 外側線の引き直し
- 車道分離標(ラバーポール)の設置
- 注意喚起看板の設置
- 路面表示の設置
- 道路施設(歩道橋、防護柵、舗装等)の修繕
- 防護柵の設置
- 路肩(路側帯)の設置・拡幅 等

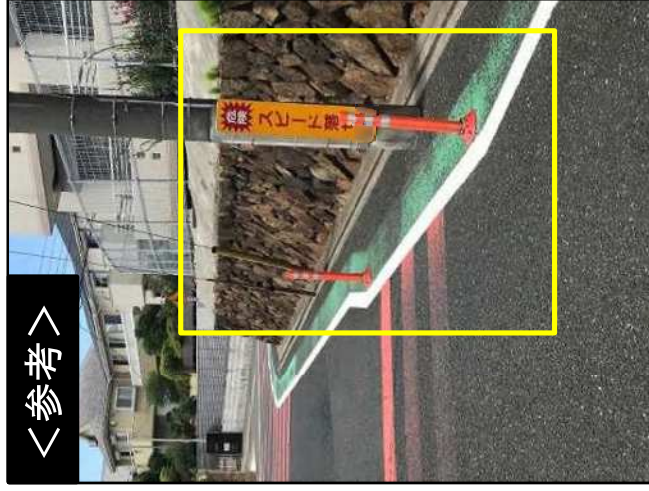
【ソフト対策】

- 交通安全教育
- 見守り活動
- 通学路の変更
- 注意喚起
- 巡回・パトロール
- スクールバスの運行
- 時間通行規制 等

例1：路側帯のカラー舗装化

別紙1

○ 路側帯のカラー舗装化により、歩行空間の明確化。



ポイント

電柱等によって、カラー舗装の幅を確保できない場合、歩行空間を確保するために、地域の合意を前提に、車道幅員を狭めるという方法も可能。

例2:外側線の引き直し

別紙1

○ 外側線の引き直しにより、歩行空間の明確化。



<整備前>



<整備後>

ポイント

本対策実施時に手戻りがないように留意して、
外側線の引き直しを実施する。

例3:車道分離標(ラバーポール)の設置

別紙1

○ ラバーポールの設置により、自動車の歩行空間への進入を防ぐ。



ポイント

車道分離標に「歩行者注意」等の文字を入れて、
ドライバーへ注意喚起をすることも可能。

例4：注意喚起看板の設置

別紙1

- 注意喚起看板により、自動車運転者等に対して、注意喚起を実施。
- 自動車運転者の視認性等に留意して、最も効果的な箇所・内容で設置することが重要。



ポイント

右の事例では、運転者の目につく黄色をベースに作成し、地域性を考慮して、英語表記も並記。

例5:路面表示の設置

別紙1

- 路面表示により、自動車運転者等に対して、注意喚起等を実施。
- 自動車運転者の視認性等に留意して、最も効果的な箇所・内容で設置することが重要。
- 現場条件にあわせて、様々な路面表示が可能。

イメージハンズ

路面表示(通学路減速)



路面表示(児童への注意喚起)



路面表示(通学路児童注意)



3D路面表示(ちゅうい！横断歩道)



ポイント

自動車運転者だけでなく、児童・生徒に対する注意喚起も可能。

例6：時間通行規制

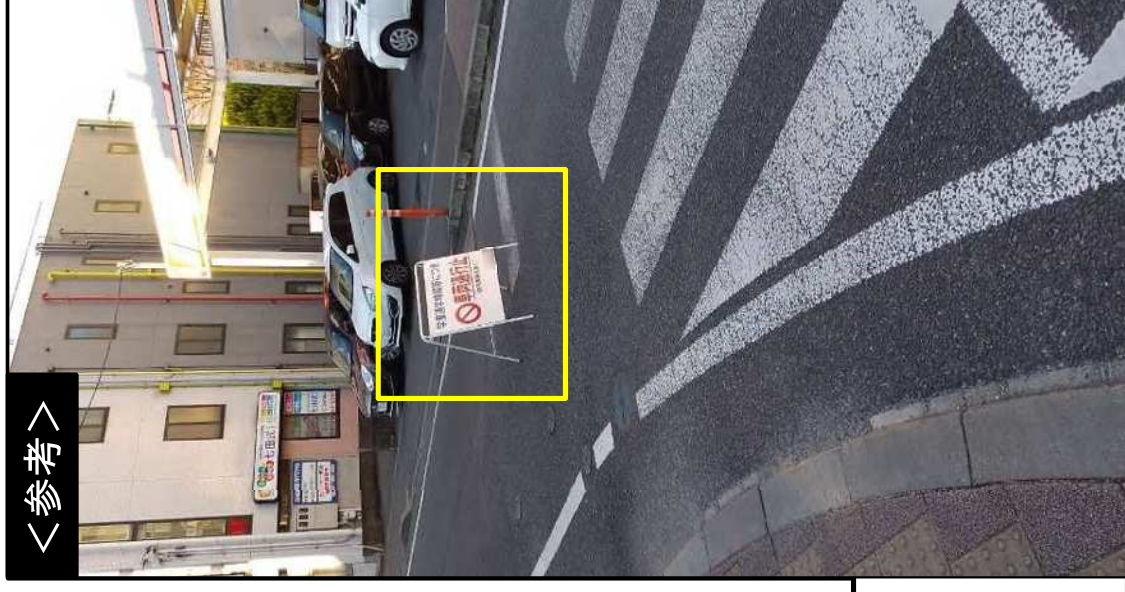
別紙1

○ 時間通行規制を行うことで、通学路への車両の進入を防止。

<対策後>



<参考>



ポイント

時間通行規制の効果をより高めるために、バリケードを設置することも可能。

例7:交通安全教育

別紙1

- 児童・生徒を対象に交通安全教育を実施。
- 交通安全教育を実施することで、通学時に児童・生徒自らが安全な状況を判断して行動することを促すことが可能。



ポイント

交通安全教育では、具体的な危険箇所も含めて伝えることが重要。

(例)

- ・ ●●の箇所は、◇◇の観点で危険であるため、*に気を付けて歩くこと
 - ・ ●●の箇所の歩道では、車道側から離れた方を1列で下校すること
 - ・ ●●の交差点では、車両の交通量が多く、見通しが悪いので、注意すること
- 等

例8:見守り活動

別紙1

○ 学校やPTA、ボランティア等によって、通学時の児童・生徒の見守り活動を実施。



ポイント

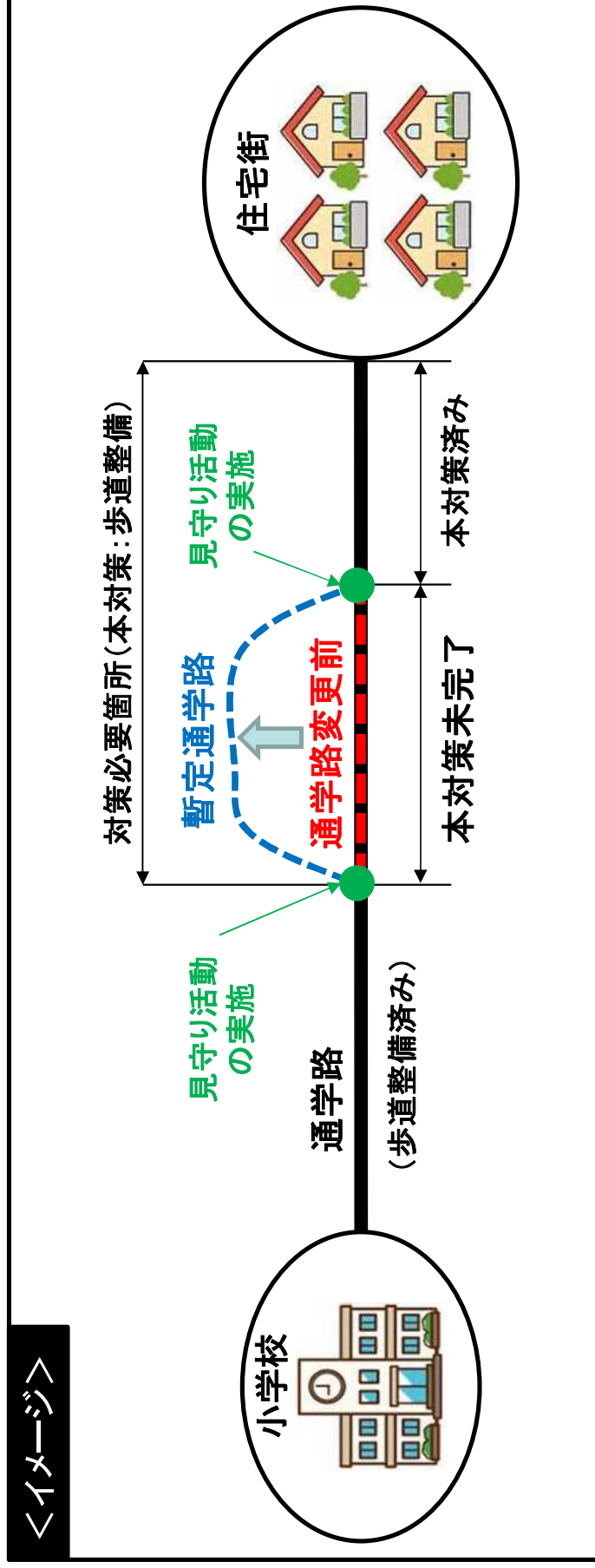
見守り活動を実施することで、登下校時の児童・生徒を交通事故や犯罪から防ぐ。

例9:通学路の変更

別紙1

○ 本対策が完了するまでの間、暫定的に通学路の変更を実施。

<イメージ>



ポイント

- ・対策必要箇所の全区間にわたって通学路を変更する必要はなく、本対策が未完了の区間のみ暫定的に通学路を変更すれば問題ない。
- ・通学路の変更後において、見守り活動等の別のソフト対策との組み合わせにより、通学路の安全性の向上を図ることが可能。

対策必要箇所を進捗状況等の公表事例

別紙2

- 対策必要箇所の進捗状況等については、児童・保護者や地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られること等が期待できることから、可能な限り幅広く公表することが望ましい。
- 対策必要箇所の進捗状況の公表・情報発信は、
 - ・市区町村等のWebページや広報誌への掲載など、地域の実情に応じた方法で行うこと
 - ※ 防犯の観点等で、広くWebページ等での公表が難しい場合でも、対象者を限定した方法(例：回覧板、学校でのPTA会議等)での周知も含めて検討すること。- ・既に公表されている情報を定期的に更新する等、適時適切に公表・情報発信を行うことが望ましい。

公表資料への掲載が望ましい項目(例)

内容	例
学校名	〇〇小学校
道路種別・路線名・箇所名	一般県道〇〇線 〇〇地先、〇〇交差点 地図
通学路の状況・危険の内容	車の速度が上がりやすい
対策内容	歩道の設置・拡幅
対策実施機関(事業主体)	道路管理者(〇〇市)
取組状況	令和4年度 〇〇地域の測量・設計を実施
対策進捗状況	令和〇年度完了 令和5年〇月完了予定

例1：対策必要箇所を一覧表で公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

令和3年度昭島市通学路合同点検 対策実施状況一覧

点検実施学校数	13校
点検実施箇所数	50箇所
対策必要箇所数	49
対策完了箇所数	49

番号	学校名	学校別 通し番号	危険箇所の場所	危険の内容	安全対策の内容	対策の 完了
1	東小学校	1	東中神駅南口ロータリー内コンビニエンスストア前の横断歩道(玉川町1丁目)	ロータリーへの進入車両の交通量が多く、速度も速い。見通しが悪く、横断歩道に気つきにくい。	車両運転者向けの横断歩道注意喚起の看板を設置(道路管理者・市)	○
2	東小学校	2	玉川町3丁目1番付近(消防署脇から八清公園の通り)	道幅が狭く交通量が多い。	車両運転者向けの注意喚起看板を設置(道路管理者・市)	○
3	共成小学校	1	イムラ封筒入り口付近丁字路(郷地町3丁目7番付近)	子どもが横断する箇所だが、横断歩道がない。車両の交通量が多く見通しも悪い。	交差点内の停止線の塗りなおしを実施(昭島警察署)	○
4	共成小学校	2	福島通り(福島町1丁目17番付近)(福島町2丁目22番付近)	交通量が多く、歩道と車道の区別がない区間がある。	交差点付近の外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・市)	○
5	共成小学校	3	福島神社付近(福島町1丁目10番)	歩道と車道の区別のない場所がある。横断歩道のない場所がある。	飛び出しを抑制する注意喚起看板を設置(道路管理者・市)	○
6	富士見丘小学校	1	昭島公務員住宅前交差点歩道(中神町1260番地付近)	南北に進行する自転車車が信号無視して直進することがある。	外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・東京都横断歩道の塗りなおしを実施(昭島警察署)	○
7	富士見丘小学校	2	富士見丘小学校西門前(福島町890付近)	校門の前面に横断歩道はないが、渡ってしまっ児童が多い。	道幅の狭いクラシクになっていない箇所であり、通行する車のスピードは出ない。点検時の協議の結果、対策は不要とした。	—
8	武蔵野小学校	1	北文化公園東交差点歩道(武蔵野3丁目1番付近)	交差点の信号待ちで児童が滞留する箇所にガードレールがない。大型車両の通行が多く、曲がる際の巻き込みの恐れがある。	車両運転者向けの注意喚起看板を設置(道路管理者・市)	○
9	武蔵野小学校	2	美/宮公園東側の通り(武蔵野2丁目4番)	交通量が多い。大型車両の通行が頻繁にある。道路標示が薄い。	ガードパイプの延伸を実施(道路管理者・市)	○
10	武蔵野小学校	3	新生公園北側の多摩大橋通～中神引込線通りへ抜ける通り(中神町1257番地付近)	立川方面への抜け道として通る車両の交通量が多い。信号がなく歩道もマンション敷地の一部しか設置されていない。	交差点南側の歩道にポラードを設置(道路管理者・市)	○
					交差点北側のポラードの内側に児童が歩道の奥で信号待ちするような標示を実施(道路管理者・市)	○
					外側線の塗りなおしを実施(道路管理者・市)	○
					車両運転者向け注意喚起の看板を設置(道路管理者・市)	○

ポイント

学校名、危険箇所、危険の内容、安全対策の内容、対策状況等を簡潔に記載。

例2: 即効性の高い対策の進捗状況を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

別紙 2

【緑野中学校区】

対 策 一 覧 表

点検年 番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	暫定 対策	恒久 対策	事業主体
H26 1	市道 下新田・釜ノ上線	細野3861-1付近	車が無く落ちる危険がある。		側溝改修 ○	小林市 R3
H26 2	県道 羽黒・小林線	細野4572-9付近	歩道が無い		歩道設置 ○	宮崎県 H26
H26 3	市道 大入形・内田線外4箇所	細野4120-1付近	防犯灯がなく、暗い。		安全灯の設置 ○	危機管理課 H27
H27 4	県道 霧島公園小林線	細野5301-20付近	歩道がなく、踏道も狭いため危険である。	歩道幅員拡充工事、ドットライン設置 ○	対策を検討 ○	宮崎県 H27
H27 5	市道80 茨出・山中線	細野4385-1付近	カーブミラーが倒れている。		カーブミラー設置 ○	小林市 H27
H28 6	緑野中学校運動部場前側	細野4347	樹木倒壊の恐れ、薄暗く樹木の根が露出している。		安全灯の設置 ○	小林市 H30
H28 7	新田地区	細野3411付近	法面崩落(大雨災害)		法面補修 ○	小林市 H28
H29 8	県道104号線	細野3034付近	横断歩道がない(H29追加分)		横断歩道設置 ○	宮崎県 H30
H29 9	茨出・山中線	細野4387付近	舗装がはがれ穴があいている		舗装補修 ○	小林市 H29
H29 10	大入形・山神原線	細野4484付近	道幅がかなり狭い(H29追加分)		通学路の変更 ○	学校教育課 H28
H29 11	霧津・奥守線	細野4740付近	白線が湧えている(H29追加分)		外側縁設置 ○	小林市 H30～
H29 12	市道725 牧場・平松線	細野3411-4	道路の土手が崩り立っており危険である。		法面補修 ○	小林市 H30
H29 13	大入形・内田線	細野4064先	道幅がかなり狭い(H29追加分)		スクールゾーンの設置 ○	学校教育課 R4～
H30 14	大入形・内田線	細野4043付近	ブロック壁が傾いていて危険である。		令和4年度対策検討 ○	小林市 R3～
H30 15	大入形・山神原線	細野4005付近	街灯がないため、暗い。		安全灯の設置 ○	危機管理課 R3
H30 16	赤立・大入形線	細野4100付近	細野地区体育館前の看板が老朽化している。		看板撤去 ○	小林市 H30
H30 17	赤立・大入形線	細野4373-1付近	霧津から市道への出入りの形状の後射。		グリーンベルトの設置 ○	小林市 R4
R1 18	赤立・霧宮ノ原線	細野4356-1付近	道路の法字から視線がなく、急に砂利になっているため、転倒の恐れがある。		舗装補修 ○	小林市 R2
R1 19	霧島公園小林線	細野小学校南交差点	カーブになっており、見通しが悪い。		カーブミラー設置 ○	小林市 R2
R1 20	赤立1号線	細野4300-12付近	道幅が狭い上に見通しが悪く歩道・車道の区別がない。	学校、ボランティアによる交通指導 ○	外側縁設置 ○	小林市 R4
R2 21	平ノ前1号線	平ノ前団地上り坂右側	雨の日に行けが倒れていることがある。		法面整備 ○	小林市 R10～

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、中学校、区長、小林土木事務所、小林警察署、小林市建設課、小林市危機管理課、小林市子育て支援課

ポイント

即効性の高い対策(暫定対策)の対策内容と進捗状況を公表することで、
本対策(恒久対策)実施までの対策実施状況が把握可能。

例3：毎年度の対策状況を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

危険箇所数888のうち、未完了787

学校名	場所・路線名	管理	危険箇所報告年度	危険箇所状況 危険の内容	具体的な対応策、進捗状況等											
					ソフト面(人的対応等)	ハード面(設備等の設置)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
札幌	道道373号線(道庁管)	県	H27	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	H27年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	H28年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	H29年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	R元年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	R2年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	R3年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	R4年度 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。			
札幌	道道373号線(道庁管)3号線	県・市	H30	交差点が多く、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										
札幌	道道373号線(道庁管)5号線	県	R3	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										
水上市	道道373号線(道庁管)7号線	市	R4	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										
水上市	道道373号線(道庁管)9号線	市	R4	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										
増田	道道373号線(道庁管)11号線	市 学校 教団 地団	R3	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										
増田	道道373号線(道庁管)13号線	市 市 ない	R3	歩道が狭く、道路幅が狭いため、歩行者の通行が困難な箇所がある。	ソフト面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。	ハード面 歩道幅を確保し、歩行者の通行を容易にする。										

ポイント

最新年度の対策実施状況だけでなく、過年度の対策実施状況を含めて公表することで、対策の進捗状況・検討状況について、経年的に確認することが可能。

例4: 即効性の高い対策の進捗状況を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表と地図で公表。

須坂市通学路 対策要望箇所 一覧表

学校名	No	路線名	種別	状況	箇所名	通学路の状況・危険の内容	要望・対策内容	実施主体	2021 (R3) 年度 対策・対応状況	2022 (R4) 年度 対策・対応状況	実施予定年度
須坂小学校	①	(国) 403号	交通	困難 他対策済	八木沢川～春木町交差点	交通量が多く、歩道が狭く片側のみであるため危険 ※ 2022年度通学児童数なし(次年年度以降通学児童あり)	歩道の設置・拡幅	建設事務所	人家が多く、早期の事業化は困難である。当面の対策として、減速マークを設置済み。	2023年度(令和5年度)から新規箇所として事業化する。2023年度(令和5年度)実施予定: 詳細設計、用地測量・調査ほか	2023着手予定
	②	(県) 大前須坂線	交通	困難 他対策済	春木町交差点～春木町南交差点	歩道がなく危険	歩道の設置	建設事務所	道路幅員が狭く人家も多いため、早期の事業化は困難。	本格対策完了までの即効性の高い対策として、減速マーク(ドットライン)の設置や外側線の引き直しを実施済み。(当面の対策は完了。)	2021実施済
	③	(市) 常盤町下	交通	継続	上高井教育会館～松葉屋そば店	歩道の段差解消	歩道の段差解消	市(道路河川課)	2024年度(令和6年度)以降に歩道段差解消工事を実施予定。	2024年度(令和6年度)以降に歩道段差解消工事着手予定	2024着手予定
	④	(国) 404号	交通	困難 他対策済	中町交差点～殿町北交差点	交通量が多く、歩道が狭いうえ、横断歩道付近に車止め無く危険	歩道の拡幅、注意喚起看板、ポール	建設事務所	道路幅員が狭く人家も多いため、早期の事業化は困難。	本格対策完了までの即効性の高い対策として、減速マーク(ドットライン)の設置や外側線の引き直しを実施済み。(当面の対策は完了。)	2021実施済
	⑤	(市) 太子町線	交通	継続	新町交差点～太子町信号北交差点	歩道なく危険	歩道の設置(前後歩道の拡幅含む)	市(道路河川課)	歩道の設置は、道路の幅員が狭いため設置困難。グリーンベルト等で交通安全対策を図る。	歩道設置を2023年度(令和5年度)より着手予定。	2023着手予定
	⑥	市道No.57(国) 404号	交通	完結	殿町北交差点	ロープ張り区間の幅員が狭く、歩道幅員が狭いため歩道設置の計画がなく、夕暮れは歩道照明が点灯しない	歩道の幅員拡張歩道等三灯り歩道設置	建設事務所 市(道路河川課)	地区自治会内での街灯、防犯灯等の設置を検討。	設置完了確認	2021実施済
	⑦	市道No.2-91(国) 404号	交通	困難 他対策済	殿町交差点	私道方面からの直行バス左折時に、子どもを巻き込む死亡事故発生。本年4月5日にも普通乗用車が民家に突っ込む事故が発生	キングポスト設置 交差点を歩車分離式	警察署 建設事務所 市(道路河川課)	国道側灯器付け替え完了。フードを使用し、公民館側から進行する車両運転手等号見間違いによる停止無視事故を防止。 キングポストの設置は困難。ゴム製ポールを設置済み。 (火の見やぐらについて、自治会にて更新時に移設検討)	国道側灯器付け替え完了。フードを使用し、公民館側から進行する車両運転手等号見間違いによる停止無視事故を防止。 キングポストの設置は困難。ゴム製ポールを設置済み。 (火の見やぐらについて、自治会にて更新時に移設検討)	2021実施済
	⑧	市道No.783	交通	継続	市道No.783とNo.780の三叉路	三叉路角に住宅新築され北側からの直行車向の視界低下	カーブミラー設置	市(道路河川課)	カーブミラーの設置については、緊急性等に配慮し優先順位をつけて設置を行っているのが現状であり、当面、現状維持。	カーブミラーを2022年度(令和4年度)設置予定。	2022実施中
	⑨	市道No.1-2	交通	継続	市道No.1-1とNo.1-2の交差点	歩道と車道の境が曖昧で左折車両が歩道にはみ出す	歩道と車道の境にグリーンベルト設置	市(道路河川課)	予算の範囲内で、2021年度以降設置。	ポールを2022年度(令和4年度)設置予定。	2022実施中
	⑩	市道No.2-91	交通	新規 継続	殿町交差点～弘電公園入口交差点	【2022年4月30日付 地元4区から安全対策要望書提出あり】 7区画の状況・内容参照	グリーンベルト設置 注動喚起看板設置 路肩部の拡幅	警察署 市(道路河川課)		グリーンベルトを2022年度(令和4年度)設置予定。	2022実施中

ポイント

当該年度(2022年度)の取組内容について、具体的に記載することで、より詳細な取組内容や進捗状況、予定等を知ることが可能。

例5:PDCAサイクルの流れを表示し、対策後の評価を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表と地図で公表。

長与町 要対策箇所一覧表【令和3年度】

【長与小学校・長与中学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	対策時期 ※1	取組状況/実施時期・評価等		
							P計画	D実行	C評価※2
1	町道丸田アパート3号線	三菱丸田アパート10棟前交差点（丸田郷10番地付近）	小中学生の登校時に混雑する。	歩道拡幅	長与町土木管理課	短期	平成28年度	平成29年度 評価：a	平成29年度 対策完了
2	町道埴里谷・佐敷線	定林橋	路側を歩く歩行者と車両が接近し危険である。	歩道橋整備	長与町土木管理課	長期	平成29年度	令和元年度	
3	町道2工区4号線	三菱グラウンド前	交通事故があった箇所。横断歩道があるが車が止まらない。	速度抑制看板設置	長与町地域安全課	短期	平成29年度	令和元年度 評価：d	
4	町道埴里谷・佐敷線	上野酒店前～なかむら整形外科先	道路幅が狭い	カラー舗装	長与町土木管理課	短期	平成29年度	平成30年度	令和元年度 評価：C

※1 対策時期：短期（P計画からD実行までの対策期間が概ね1年以内）
 中期（概ね1年～3年以内）
 長期（概ね3年～5年以内）

※2 C評価：a（効果的であった）
 b（多少効果的であった）
 c（どちらでもない）
 d（あまり効果的でなかった）
 e（まったく効果的でなかった）

※3 A改善：対策完了（フォローアップ終了）
 要改善（次年度の協議会に付議す）
 要改善

ポイント

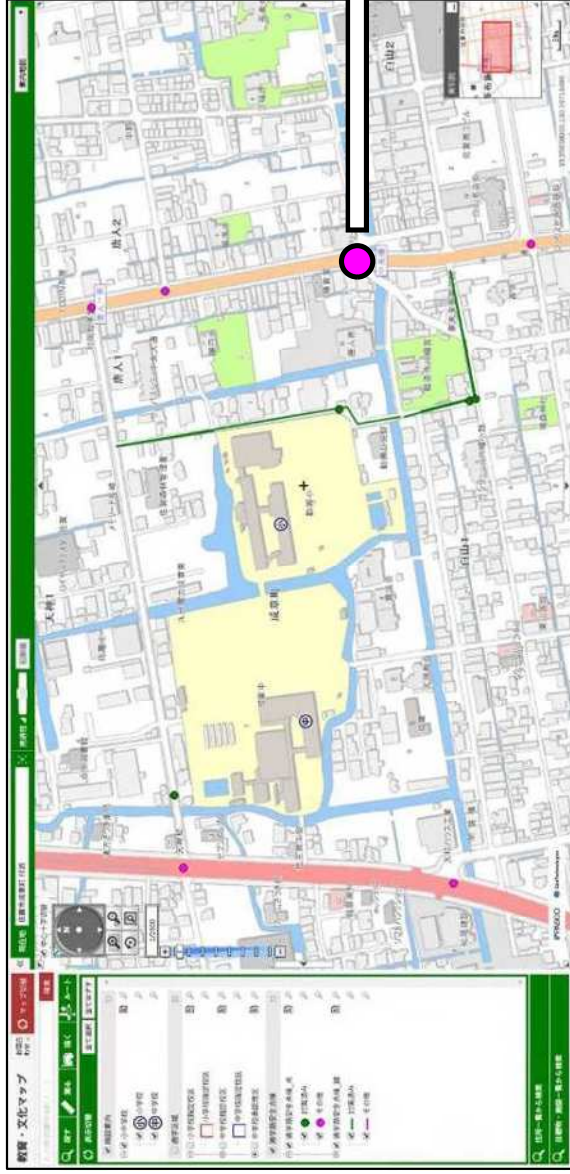
- 対策必要箇所の対策時期を、「短期」、「中期」、「長期」の3段階で整理。
- PDCAサイクルの取組状況を表示し、対策後の評価を5段階で公表することで、対策内容の効果や改善の必要性等が理解しやすい。

例7:GISを用いて対策箇所と進捗状況を公表

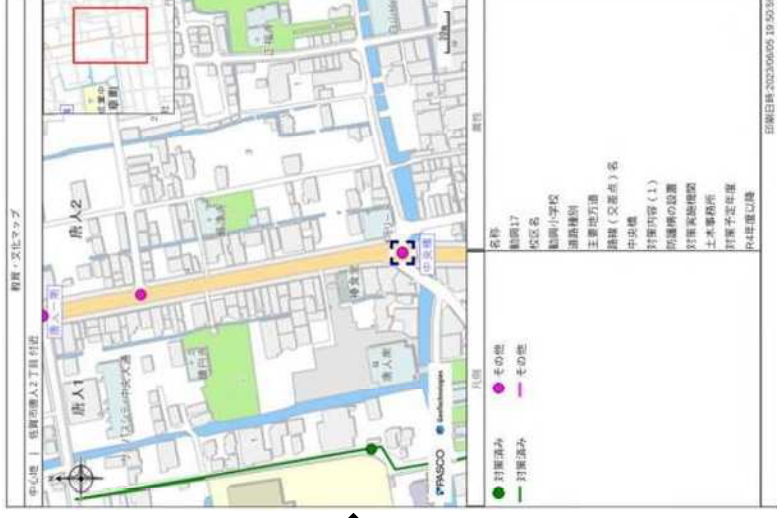
別紙2

○対策必要箇所の一覧表や位置情報、対策状況を、GIS(地理情報システム)を用いて公表。

【地図】



【詳細】



【一覧表】

種別	名称	位置	対策状況	対策内容	対策実施状況	対策実施時期
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み
対策済み	東山小学校	東山小学校	対策済み	歩道整備、道路清掃、歩道整備	対策済み	対策済み

ポイント

地図、一覧表がGIS上で紐付いており、対策状況や進捗も含めて、直感的に情報がわかる。

<https://www.city.saga.lg.jp/main/1760.html>

(通学路対策の情報は、「ぐるっとさがナビ」の「教育・文化マップ」の「通学路安全点検」ページに掲載)

佐賀県佐賀市

例8: SNSを活用して整備前後の写真を公表

別紙2

○ 対策必要箇所について、一覧表で公表。

番号	路線	路線林	小学校	対策内容	関係機関*
1	国道5号	豊原町	豊原小学校	防犯照明の設置	小樽
2	国道5号	豊原町	豊原小学校	歩道板の設置	小樽
3	国道5号	豊原町	豊原小学校	防犯照明の設置	小樽
4	国道12号	比羅布	比羅布第一小学校	防犯照明の設置	札幌
5	国道12号	比羅布	比羅布第一小学校	防犯照明の設置	札幌
6	国道12号	比羅布	比羅布第一小学校	防犯照明の設置	札幌
7	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
8	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
9	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
10	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
11	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
12	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
13	国道30号	千歳市	千歳小学校	防犯照明の設置	札幌
14	国道241号	札幌市	札幌小学校	歩道板の設置	札幌
15	国道241号	札幌市	札幌小学校	歩道板の設置	札幌
16	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
17	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
18	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
19	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
20	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
21	国道224号	泊村	泊小学校	防犯照明の設置	小樽
22	国道240号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
23	国道231号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
24	国道234号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
25	国道234号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
26	国道234号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
27	国道234号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
28	国道234号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
29	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
30	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
31	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
32	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
33	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
34	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
35	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
36	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
37	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
38	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
39	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
40	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
41	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
42	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
43	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
44	国道237号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
45	国道246号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
46	国道246号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
47	国道246号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
48	国道246号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
49	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
50	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
51	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
52	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
53	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
54	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
55	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
56	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌
57	国道274号	札幌市	札幌小学校	防犯照明の設置	札幌

ポイント



SNSも活用して公表することで、安全対策の実施状況等を適時効果的にお知らせ可能。